

童謡コーラス入団要項

全国共通

当童謡コーラスは、年齢や上手下手を問わず、みんなと一緒に童謡や唱歌…等々の思い出の名曲を大合唱します。笑い声と歌声がいつばいのみんなの合唱団です!

「童謡コーラス」を通じて、地域文化の発展向上と住民の健全交流、社会教育の推進に努めることで、音楽生涯学習の振興を目的としています。合唱団員は、地域住民として、自主活動と自己責任を自覚して、「童謡コーラスのきまり」を守り楽しく活動しましょう。

(2020.2.8更新)

あなたのコーラスグループは

童謡コーラス [団体番号] 主に 曜日 時～ 活動です

●●主な活動内容●●

- ①月2～3回の約90分間の童謡コーラス活動(合唱練習や健全な団体運営)
- ②活動主旨目的を始め、活動内容や報告、成果発表など、広く市民に伝える啓発活動。

WEB.PRINT

童謡コーラスのきまり①～⑱

①童謡コーラスは、政治や宗教、営利を目的とした活動は行いません。又、音楽教室やカルチャースクールではありませんので、団員は、音楽的技術向上だけのためやサービス享受を目的に参加してはいけません。住民による住民のための自主活動グループ(任意団体)です。

【みんなで協力して、みんなで楽しむ、みんなのコーラスグループ】です。

尚、事務管理及び合唱団の運営は、NPO法人日本音楽生涯学習振興協会・童謡コーラス支援事務局の支援と指導を受けております。

②活動は、別紙の活動年間日程表を参考に月2～3回のペースで行います。(代替会場での活動又は臨時休講、自主練習会の場合有り)

③活動時間を午前のグループは10時00分～11時30分、午後のグループは13時00分～14時30分と定め、開始10分前集合の終了10分以内解散が目安です。内容や会場の都合で団体によっては多少異なる場合がございます。

きまり④～⑱は裏面をご覧ください。

き り と り せ ん

WEB.PRINT

<アンケート>

- ① 指導員の個別説明
- ② 指導員による説明会
- ③ お友達に聞いた
- ④ テレビを見た
- ⑤ 自分で「きまり」を読んだ
- ⑥ 全く理解できていない

童謡コーラスの「活動主旨や目的」、「合唱団のきまり」についてどのようにしてご理解されましたか?該当する全てに○を付けて下さい。

新規入団 転籍入団 再入団 WEB.PRINT

管理番号	受付担当印	事務担当印	事務局長印

入 団 申 込 書

下記は、童謡コーラスの入団を申し込み致します。尚、活動においては、主旨目的を十分に理解の上、合唱団のきまりを遵守し、合唱団の団員として自主性、自己責任を認識して、合唱団の発展に努めます。

20 年 月 日

ふりがな				郵便番号				
氏 名								
住 所								
電話番号	市外局番 ()	生年月日	大・昭・平 年 月 日生					
携帯電話	-	緊急連絡	病気やケガ等の緊急時にご連絡できる方					
所属団名	童謡コーラス	団体番号	入団年月	20 年 月入団				

- ④活動欠席や遅刻の電話連絡は不要ですが、連続欠席や長期欠席の場合に限り、本人自ら事務局に申し出て下さい。
- ⑤活動開始の3時間前の時点で、気象警報発令や積雪の場合は、休講の措置を取ります。但し、気象を始めとする非常事態は、著しい地域差や時差があり、交通機関の乱れや避難を要する様々な異変等があるので、団員は安全を第一に判断して下さい。尚、休講や決行案内は、事務局からの個別連絡を行いませんので予めご了承下さい。
- ⑥合唱団への入団時には入団金3,000円が必要です。また、再入団時にも入団金は必要です。
- ⑦団員は、合唱団の活動費及び運営費として、3,000円の月団費を納めて下さい。
 団費は前納制で、活動の実施回数や出席回数に関係なく定額です。月全休の場合でも在籍している限り必要になります。(活動会場の定員数を守るために在籍の有無を明確にして下さい)各種納入金の返金は致しかねますので、予めご了承下さい。
 尚、結成1ケ年以内の新結成団体は、NPO結成支援「団費減免」の対象のため月団費2,000円です。
- ⑧月団費は、徴収日の直前活動日に団費徴収袋を返却しますので(各自で検印確認と自己チェックをしましょう)、次の活動日(会計作業の簡素化のためになるべく徴収日を統一して下さい)に釣り銭や硬貨のないように翌月分を納めて下さい。
- ⑨活動中の録音及び撮影は禁止します。又、その他、合唱団のきまりに違反する団員は、何ら注意後退団を命じます。
- ⑩欠席や遅刻による連絡事項や配布物、回収物の漏れがないように団員間の連絡や伝達を心がけ、代理受取や代理提出を依頼しましょう。原則として、曲集やプリント楽譜等の追加・個別注文や再配布・再案内は行えませんので、各自注意して下さい。
- ⑪活動中に使用する曲集や希望者配布の練習用伴奏CD、その他教材等がある場合は、全て実費徴収です。尚、現品と代金の引き換えが原則ですので、先払いや別途納入は禁止です。ルールを知らない入団者や新任指導員への正しいあり方の呼びかけにもご協力下さい。
- ⑫童謡コーラスの健全な活動運営を行うために、他の団員・指導員に対する事務局未承認の商品販売やコンサート・集会等の案内は指導員・団員ともに禁止です。当然、他の団体・サークルへの勧誘や、団員の退団や指導員の退職の勧奨も禁止です。
- ⑬入団及び退団は書面手続きが必要です。退団の場合は、必ず当月中(過去にさかのぼる退団はできません)に指導員に申し出又は、事務局に電話連絡して下さい。尚、団費未納の退団及び退団時の状況により再入団をお断りする場合がございます。
- ⑭発表会やコンサート、テレビ出演を始め、親睦会や交流会、イベント参加などによる合唱団の活動を市民に広く案内、報告する事を目的に様々な啓発活動を企画しております。参加無料が大半ですが、参加費が必要な場合は、参加者のみの徴収になります。各団体での出演の場合は、その一員である自覚と責任をもって、活動主旨と目的を認識して、できるだけ参加に努めましょう。
- ⑮童謡コーラスでは、その魅力と役割を広く多くの市民の皆様へ伝えるために「啓発活動」に努めています。活動中の皆様の写真や映像をテレビ番組やホームページ、広報紙等で紹介する場合がございますので、予めご了承の上、ご理解とご協力をお願い致します。
- ⑯各童謡コーラスが住民主体の自主活動である事から、参加者の理解と意識の向上を目的に「自主練習」「親睦会」「合同練習」を実施しています。「みんなの協力(役員選任・当番制度)」で、個人の重責や作業負担、NPOからの支援依存のないよう努めましょう。
- ⑰事務局電話受付(窓口受付を含む)は、「活動年間日程表」に記載されている月日の平日午前10時から午後5時迄とします。

(2020.2.8更新)

童謡コーラス支援事務局

 関西本部 ☎078 (200) 3070
 関東本部 ☎03 (5956) 6720

 神戸市中央区小野柄通6-1-3 ジイテックスビル 6階
 東京都豊島区東池袋1-17-8 NBF池袋シティビル9階
